

個人情報取扱方法

令和6年12月14日制定

(目的)

第1条 本取扱方法は本会が取り扱う個人情報について適切に対応するため、法令、国が定める指針その他の規範に基づき、本会の運営上特に重要となる事項を、本会内における周知を目的として定めるものである。

(情報の取得及び利用)

第2条 個人情報を取得する際は、利用目的を特定し、本人の同意を得て取得する。取得した個人情報は、当該利用目的の範囲を超えて利用してはならない。

2 本会において個人情報を取得する者は、本会で承認された運営・活動において、その責任者または責任者が指定する当該運営・活動に携わる本会の構成員等とする。

3 本会の構成員本人より提出された「加入申込書」及び各種同意書等により取得した個人情報は、会の運営においてのみ利用するものとする。また、本会ホームページの問い合わせ及びコメントなどにより取得した個人情報は、ホームページの当該記載に係る事項以外には利用しないものとする。

(情報の管理)

第3条 本会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員等（以下、「管理者」という。）において適正かつ厳重に管理する。不要となった個人情報は、原則、複数の管理者の立会いのもと適正かつ速やかに廃棄する。

2 管理者は、任務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その任を退いた後も同様とする。

(情報の提供)

第4条 本会は、保有する個人情報について、次に掲げる場合を除き、予め本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(2) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者への情報提供及び第三者からの情報取得に係る記録の作成等)

第5条 本会は、保有する個人情報を第三者に提供したとき及び第三者が保有する個人情報の提供を受ける際には、法令に基づく記録を作成し保存する。

2 前項の記録の作成・保存に係る責任者は、前項の記録の作成・保存に係る責任者は、第3条に定める管理者とする。

(情報の相談)

第6条 本会は、保有する個人情報について、本人からの相談等による請求に応じ、法令に基づく開示、訂正、利用停止等を行う。

2 前項の相談等の窓口は、第3条に定める管理者とする。